

# 顧問契約書

(記帳指導・新設法人 訪問)

有限会社サンプルカンパニー（以下甲という）とA I C税理士法人（以下乙という）は、以下の通りの契約を締結する。

## 第1条 (サービスの内容)

- (1) 月次記帳指導業務（A I C株式会社に委託）
  - ・乙は甲に対し、総勘定元帳、補助元帳、試算表の作成について指導する。
  - ・甲は乙に対して、随時、経理等に関する相談をすることができる。
  - ・乙による訪問指導は、毎月1回以内とする。
- (2) 決算・税務業務（税理士有資格者による）
  - ・乙は甲に対して決算指導を行う。
  - ・乙は法人税申告書、事業税・法人府民税申告書、法人市民税申告書の作成を行う。

## 第2条 (料金)

第1条に掲げるサービスの料金は下記の金額に消費税相当額を加算した金額とする。

- (1) 月次記帳指導料 30,000円  
(ただし、当初1年(平成21年 5月分)までは、20,000円とする。)
- (2) 決算・税務業務料 120,000円  
(消費税の申告書作成については、一回5万円加算する。但し、課税期間が3ヶ月の申告については1回3万円とする。)  
(事業所が2ヵ所以上にある場合には、追加1事業所につき3万円加算する)
  - \* 但し、年商1億円以上または、従業員3名以上の場合には、上記決算業務料を、150,000円とする。
  - \* 設立初年度で事業年度の月数が6ヶ月未満の場合には決算料を7%とします。
- (3) 年末調整手数料  
基本料1万円 プラス作成する源泉徴収票1人につき 3千円
- (4) 税務調査の立ち会い 半日(3時間以内) 3万円  
1日 4万5千円
  - ・上記月次顧問料は、翌月8日に甲の口座より自動引落しする。
  - ・決算料は、決算日の翌々月8日に甲の口座より自動引落しする。
  - ・上記に定めのない業務については、税理士報酬規程に準拠する。

## 第3条 (契約期間)

この契約は平成20年 6月分より開始し平成21年 5月分まで有効とする。

但し、契約満了月の末日までに、甲、乙いずれかより解約もしくは条件変更の申し出がなければ、当契約はさらに1年間自動更新し、その次の年も同様とする。

## 第4条 (解約)

以下の場合には、第3条にかかわらず本契約は解約となる。

- ・甲、乙いずれかが解約する月の前月10日までに解約の旨を伝えたとき。
- ・甲、乙いずれかがこの契約に違反したとき。

この契約の成立を証するため、正本2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 6月10日

(甲) 干

大阪市XX区XX町1-2-3  
有限会社サンプルカンパニー  
代表取締役 鈴木 次郎

印

(乙) 干530-0012 大阪市北区芝田2丁目2番17号 和光ビル4F

A I C税理士法人  
代表社員 金崎定男  
代表社員 澤井宏貴

印